まん延防止等重点措置区域の拡大

8月2日から県下5地域(15市町)を措置区域に指定し、まん延防止に取り組んでいるが、<u>直近1週間</u>人口 10万人当りの新規感染者数は、県全体で 60人とステージIV基準(25人)を大きく超え、大半の保健所圏域でステージIII(15人)を超えているなど感染が急拡大している。

このため、措置区域を拡大し、感染拡大の防止を図る。

まん延防止等重点措置の実施	
区域:県全域、期間:R3 年 8	/2(月)~8/31(火)[30日間]
R3 年 8/2(月)~8/15(日)[14 日間](現行)	R3 年 8/16(月)~8/31(火)[16 日間]
・措置区域:神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・姫路市 [15 市町] ・その他区域:北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・ 但馬・丹波・淡路地域 [26 市町]	・現行「その他区域」について、 <u>直近1週間人口10万</u> 人当り新規感染者数がステージⅢ基準(15人)を超える地域を措置区域に加える。 ・措置区域:神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・ 北播磨・中播磨・西播磨・丹波・ 淡路地域 [36市町]
	【・その他区域:但馬地域 [5 市町]

区分	要請等內容	
外出自粛	○日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 ○感染拡大地域との往来の自粛 等	
飲食店	 [措置区域] ○時短要請 ・ 5 時~20 時 ○酒類提供 ・ 禁止 [その他区域] ○時短要請 ・ 5 時~21 時 ○酒類提供 ・ 11 時~20 時(酒類提供の「一定の要件」の遵守) [共通] ○感染対策徹底 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備利用自粛の要請 	
多数利用施設	 [措置区域] ○20 時までの時短協力依頼(酒類提供禁止) [その他区域] ○21 時までの時短協力依頼(酒類提供 20 時) [共通] ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用 ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底 	
イベント開催	○国の開催基準に準拠 ・収容定員:50%以内(大声を出さない場合 100%以内) ・人数上限:5 千人 ○21 時までの時短要請	
出勤抑制	○在宅勤務(テレワーク)の推進 等	

「一定の要件」: アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク 着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則 4 人以内